

省エネ・節電対策補助金の追加募集について

今夏の節電対策を確実に進めるため、中小企業者等の皆さまが実施する節電のための緊急的な施設整備を支援

補助対象事業者 一府内に事業所を有する以下の者一

- 中小企業団体の組織に関する法律第5条に規定する中小企業者
 - 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体（同項第1号、第2号又は第5号から第9号までに掲げるものに限る。）
 - 医療法人（常時使用する従業員の数が300人以下のもの）
 - 社会福祉法人（常時使用する従業員の数が100人以下のもの）
 - その他知事が適当と認める事業者（学校法人、農業法人等）
- ※発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所属に属している法人、大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人は対象外となります。

補助対象事業 一府内の事業所において節電のための施設を整備する事業及びこれに付随する事業一

整備例

- ▷熱源機器の省エネ化（エアコン、冷暖房機器、給湯機器、工業用ボイラー等）
 - ▷照明機器の省エネ化（インバータ型蛍光灯、LED蛍光灯等）
 - ▷動力機器の省エネ化（工業用モーター、空調ファン等）
- ・・・など

※ただし、パソコンなどの一般家電製品等汎用性の高いもの、工事を伴わない設備でLED電球などの消耗品の購入に当たるものは対象となりません。

補助要件（次の要件を全て満たすこと）

- 平成24年7月末までに工事が完了すること
 - 事業の実施による節電効果が15%以上あると認められること
 - 事業実施によりエネルギーの総使用量（原油換算）が減少すること
- ※例えば、空調設備を、「電気ヒートポンプ」から「ガスヒートポンプ」に改修する場合、節電効果が15%以上という要件を満たしても、ガス機器の効率によってエネルギーの使用量が増加する場合があります。このような場合は補助の対象とはなりませんのでご注意ください。

補助率及び補助金の上下限

補助対象経費の15%以内（上限1,500千円、下限300千円、1,000円未満の端数は切り捨て）
ただし、国等の他の補助金交付を受ける場合は、当該補助金額を除いた金額の15%以内
また、今夏の節電目標（15%削減）達成のため緊急性が高いと認められるものは、下限が適用されません。

募集期間

平成24年6月8日(金)から6月29日(金)までの間に、補助金交付申請書を、下記の申し込み先まで郵送又は持参願います。〈郵送での申請の場合は当日消印有効〉
なお、補助金交付申請書は、京都府のホームページからダウンロードできます。

採択可否の決定

7月初旬に事業の採択可否を通知する予定です。
なお、補助金の交付決定前に着手を希望される場合は、あらかじめ指令前着手届を提出いただくことで、事業採択決定後に補助金の交付を受けることができます。（不採択の場合は補助金を受けられません。）

お申し込み・お問い合わせ

京都産業エコ推進機構（事務局：京都府環境・エネルギー局地球温暖化対策課）
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話：075-414-4830・4831・4708/FAX：075-414-4705/Eメール：tikyu@pref.kyoto.lg.jp
受付時間：午前8時30分～午後5時まで